

定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 総論</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 予防接種の実施計画</p> <p>（1）ア～イ（略）</p> <p>ウ（ア）（略）</p> <p>（イ）予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者<u>（なお、インフルエンザの定期接種に際しては、10（5）に記載したように、接種不相当者となることに注意すること）</u>。</p> <p>（ウ）～（キ）（略）</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>8～9（略）</p> <p>10 予診並びに予防接種不相当者及び予防接種要注意者</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）B類疾病の定期接種の実施に際しては、接種を受ける法律上の義務がないことから、対象者が自らの意思で接種を希望していることを確認すること。<u>また、B類疾病の定期接種については、法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨とならないよう特に留意すること。なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならないこと。</u></p> <p>（5）予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）第6条に規定する者に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。なお、インフルエンザの定期接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者で、インフルエンザワクチンの接種をしようとするも</p>	<p>第1 総論</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 予防接種の実施計画</p> <p>（1）ア～イ（略）</p> <p>ウ（ア）（略）</p> <p>（イ）予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者</p> <p>（ウ）～（キ）（略）</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>8～9（略）</p> <p>10 予診並びに予防接種不相当者及び予防接種要注意者</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）B類疾病の定期接種の実施に際しては、接種を受ける法律上の義務がないことから、対象者が自らの意思で接種を希望していることを確認すること。対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならないこと。</p> <p>（5）予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）第6条に規定する者に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。<u>この場合、B類疾病の定期接種については、法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨とならないよう特に留意すること。なお、インフルエンザの定期接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及</u></p>

<p>のは、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 9 号に該当することに留意すること。</p>	<p>び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者で、インフルエンザワクチンの接種をしようとするものは、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 9 号に該当することに留意すること。</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>11～15 (略)</p>	<p>11～15 (略)</p>
<p>16 予防接種の実施報告 市町村長は、定期接種を行ったときは、政令第 7 条の規定による報告を「地域保健・健康増進事業報告」（厚生労働省<u>政策統括官（統計・情報政策担当）</u>作成）の作成要領に従って行うこと。</p>	<p>16 予防接種の実施報告 市町村長は、定期接種を行ったときは、政令第 7 条の規定による報告を「地域保健・健康増進事業報告」（厚生労働省<u>大臣官房統計情報部</u>作成）の作成要領に従って行うこと。</p>
<p>17～20 (略)</p>	<p>17～20 (略)</p>
<p>21 予防接種時の<u>間違い</u>の報告 市町村長は、定期接種を実施する際、予防接種に係る<u>間違い</u>の発生防止に努めるとともに、<u>間違い</u>の発生を迅速に把握できる体制をとり、万が一、誤った用法用量でワクチンを接種した場合や、有効期限の切れたワクチンを接種した<u>場合、血液感染を起こしうる場合</u>等の重大な健康被害につながるおそれのある<u>間違い</u>を把握した場合には、以下の①から⑧までの内容を任意の様式に記載し、都道府県を經由して、厚生労働省健康局健康課に速やかに報告すること。 なお、接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い<u>間違い</u>については、都道府県が管内の市町村で毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までに発生した<u>間違い</u>を取りまとめの上、その<u>間違い</u>の態様ごとに<u>平成 29 年 3 月 30 日付事務連絡の別添様式</u>を翌年 4 月 30 日までに厚生労働省健康局健康課に報告すること。</p>	<p>21 予防接種時の<u>事故</u>の報告 市町村長は、定期接種を実施する際、予防接種に係る<u>事故</u>の発生防止に努めるとともに、<u>事故</u>の発生を迅速に把握できる体制をとり、万が一、誤った用法用量でワクチンを接種した場合や、有効期限の切れたワクチンを接種した等の重大な健康被害につながるおそれのある<u>事故</u>を把握した場合には、以下の①から⑧までの内容を任意の様式に記載し、都道府県を經由して、厚生労働省健康局健康課に速やかに報告すること。 なお、接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い<u>事故</u>については、都道府県が管内の市町村で毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までに発生した<u>事故</u>を取りまとめの上、その<u>事故</u>の態様ごとの<u>件数のみ</u>を翌年 4 月 30 日までに厚生労働省健康局健康課に報告すること。</p>
<p>① 予防接種を実施した機関 ② ワクチンの種類、メーカー、ロット番号 ③ 予防接種を実施した年月日（<u>間違い</u>発生日） ④ <u>間違い</u>に係る被接種者数 ⑤ <u>間違い</u>の概要と原因</p>	<p>① 予防接種を実施した機関 ② ワクチンの種類、メーカー、ロット番号 ③ 予防接種を実施した年月日（<u>事故</u>発生日） ④ <u>事故</u>に係る被接種者数 ⑤ <u>事故</u>の概要と原因</p>

<p>⑥ 市町村長の講じた<u>間違い</u>への対応（公表の有無を含む。）</p> <p>⑦ 健康被害発生の有無（健康被害が発生した場合は、その内容）</p> <p>⑧ 今後の再発防止策</p> <p>22 副反応<u>疑い</u>報告</p> <p>法の規定による副反応<u>疑い</u>報告については、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照すること。</p> <p>23 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応</p> <p>標記については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について」（平成 27 年 11 月 11 日厚生労働省健康局健康課付事務連絡）、「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」（平成 27 年 12 月 21 日健発 1221 第 4 号厚生労働省健康局長通知）及び「子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について」（平成 28 年 12 月 14 日付事務連絡）を参照すること。</p> <p>第 2 各論</p> <p>1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期接種</p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p>(15) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種について、平成 26 年 4 月 1 日より前に、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）による改正前の実施規則（以下「旧規則」という。）に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、改正省令による改正後の実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができこと。</p> <p>2 (略)</p>	<p>⑥ 市町村長の講じた<u>事故</u>への対応（公表の有無を含む。）</p> <p>⑦ 健康被害発生の有無（健康被害が発生した場合は、その内容）</p> <p>⑧ 今後の再発防止策</p> <p>22 副反応報告</p> <p>法の規定による副反応報告については、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照すること。</p> <p>23 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応</p> <p>標記については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について」（平成 27 年 11 月 11 日厚生労働省健康局健康課事務連絡）及び「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」（平成 27 年 12 月 21 日健発 1221 第 4 号厚生労働省健康局長通知）を参照すること。</p> <p>第 2 各論</p> <p>1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期接種</p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p>(15) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種について、平成 26 年 4 月 1 日より前に、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 26 年省令第 22 号。以下「改正省令」という。）による改正前の実施規則（以下「旧規則」という。）に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、改正省令による改正後の実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができこと。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

3 日本脳炎の定期接種

(1) ~ (2) (略)

(3) 予防接種の特例

ア (ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 実施規則附則第4条第3項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、実施規則附則第4条第1項又は第2項により、9歳以13歳未満の者が第1期の接種を受け終え、第2期の接種を受ける場合、6日以上の間隔をおいて、1回接種すること。

イ 実施規則附則第5条の対象者（平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者）

(ア) 実施規則附則第5条第1項により、残り3回の日本脳炎の予防接種を行う場合（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回接種した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて残り2回の接種を行うこととし、第4回目の接種は、9歳以上の者に対して、第3回目の接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(イ) 実施規則附則第5条第1項により、残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを2回接種した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて第3回目の接種を行うこととし、第4回目の接種は、9歳以上の者に対して、第3回目の接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(ウ) 実施規則附則第5条第1項により、残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを3回接種した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第4回目の接種として、9歳以上の者に対して、第3回目の接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(エ) 実施規則附則第5条第2項から第5項による

3 日本脳炎の定期接種

(1) ~ (2) (略)

(3) 予防接種の特例

ア (ア) ~ (ウ) (略)

(新設)

イ 実施規則附則第5条の対象者（平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者）

(ア) 実施規則附則第5条第1項により、残り3回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の初回接種を1回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(イ) 実施規則附則第5条第1項により、残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(ウ) 実施規則附則第5条第1項により、残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第2期接種として、9歳以上の者に対して、第1期接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(エ) 実施規則附則第5条第2項から第5項による

日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第1回目及び第2回目の接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、第3回目の接種については第2回目の接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種すること。第4回目の接種は、9歳以上の者に対して第3回目の接種終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種すること。

(4) 削除

(4) 平成29～36年度における予防接種の特例に係る積極的な勧奨

ア 対象者

平成29～36年度に18歳となる者(平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者)については、平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより、第2期の接種勧奨が十分に行われていないことから、(3)の接種方法に沿って、年度毎に18歳となる者に対して予防接種の積極的な勧奨を行うこと。

(5) (略)

4 結核の定期接種

(1) 結核の予防接種は、経皮接種用乾燥BCGワクチン(以下「BCGという。)を使用し、生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

ただし、結核の発生状況等市町村の実情に応じて、上記の標準的な接種期間以外の期間に行うことも差し支えない。

(2) コッホ現象について

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1月から2月までの頃に化膿巣が出現する。

日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種すること。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期接種終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種すること。

(4) 第2期の積極的勧奨の取扱いについて

平成28年度以降、当該年度中に9歳に達する者に対して、順次、第2期接種の積極的勧奨を行うこと。

(5) 平成28年度における予防接種の特例に係る積極的な勧奨

ア 対象者

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより、平成28年度に18歳となる者(平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者)については、第2期の接種が十分に行われていないことから、(3)の接種方法に沿って、平成28年度中に予防接種の積極的な勧奨を行うこと。

(6) (略)

4 結核の定期接種

(1) 結核の予防接種は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを使用し、生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

ただし、結核の発生状況等市町村の実情に応じて、上記の標準的な接種期間以外の期間に行うことも差し支えない。

(2) コッホ現象について

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1月から2月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核菌の既感染者にあつては、接種後 10 日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来し、通常 2 週間から 4 週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG 再接種においてみられる反応と同一の性質のものが結核菌感染後の接種において比較的強く出現したものである。

(3) (略)

5 Hib 感染症の定期接種

(1) 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、初回接種については 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上、標準的には 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は、生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

(2) 初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、初回接種については 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上、標準的には 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）から 56 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回接種のうち 2 回目の注射は、生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

(3) ~ (4) (略)

一方、結核既感染者にあつては、接種後 10 日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来し、通常 2 週間から 4 週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG 再接種においてみられる反応と同一の性質のものが結核感染後の接種において比較的強く出現したものである。

(3) (略)

5 Hib 感染症の定期接種

(1) 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、初回接種については 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上、標準的には 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回 2 回目及び 3 回目の接種は、生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

(2) 初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、初回接種については 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上、標準的には 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）から 56 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回 2 回目の接種は、生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

(3) ~ (4) (略)

6 小児の肺炎球菌感染症の定期接種

(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目及び3回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。また、初回接種のうち2回目の注射は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わないこと（追加接種は実施可能）。

(2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については標準的には生後12月までに、27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

(3) ~ (4) (略)

7 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種

(1) ~ (3) (略)

(4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回

6 小児の肺炎球菌感染症の定期接種

(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行うこと。ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。また、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回3回目の接種は行わないこと（追加接種は実施可能）。

(2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については標準的には生後12月までに、27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行うこと。ただし、初回2回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

(3) ~ (4) (略)

7 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種

(1) ~ (3) (略)

(4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔をおいて1回

<p>行うこと。</p> <p>(5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の<u>注射</u>から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の<u>注射</u>から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>8 水痘の定期接種</p> <p>(1) 対象者</p> <p>水痘の予防接種は、生後12月から生後36月に至るまでの間にある者に対し、乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を<u>標準的な接種期間として1回目の注射を行い</u>、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回<u>目の注射</u>を行うこと。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p><u>11 インフルエンザの定期接種</u></p> <p><u>インフルエンザの予防接種は、次に掲げる者に対し、インフルエンザ HA ワクチンを使用し、毎年度1回行うこと。</u></p> <p><u>ア 65歳以上の者</u></p> <p><u>イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</u></p>	<p>行うこと。</p> <p>(5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の<u>接種</u>から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の<u>接種</u>から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>8 水痘の定期接種</p> <p>(1) 対象者</p> <p>水痘の予防接種は、生後12月から生後36月に至るまでの間にある者に対し、乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を1回目の<u>接種の標準的な接種期間として</u>、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回行うこと。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

